

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（復興庁、農林水産省、経済産業省）

項 目 名	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の拡充・延長
税 目	所得税、法人税

【現行制度の概要】

令和 8 年 3 月 31 日までに、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業^{※2}を実施する事業者が、当該新産業創出等推進事業の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。

※ 1 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）第 84 条第 2 項第 2 号）

※ 2 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（福島特措法第 84 条第 1 項）

（1）機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※ 3 特別償却と税額控除は選択適用。

（2）避難対象雇用者等又は特定雇用者^{※4}を雇用した場合の税額控除

新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等又は特定雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 15%を税額控除できる。

※ 4 特定雇用者とは、次の者（避難対象雇用者等を除く。）をいう。

イ 平成 23 年 3 月 11 日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者

ロ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者（上記イの者を除く。）

（3）開発研究用資産に係る特別償却等

開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして、税額控除できる。

（注）

（1）機械等に係る特別償却等と（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

【要望の内容】

本特例措置を 3 年間延長するとともに、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものについては、以下の特例措置を講ずる。

（1）機械等に係る特別償却等^{※5}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置	45%	14%
建物・構築物	23%	7%

※ 5 特別償却と税額控除は選択適用。

（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除

		新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する、一定の要件を満たす雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 9 %を税額控除する。 【関係条文】 福島特措法 第 84 条～第 85 条の 7 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 10 条の 2 第 1 項第 3 号、第 10 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号、第 11 条、 第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号、第 17 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号、第 18 条	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲440 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする		(1) 政策目的 裾野の広いサプライチェーンを含む産業集積の構築等を通じた福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）の実現に至るにはなお途上の段階。新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村の 15 市町村をいう。以下同じ。）における産業集積の形成及び活性化を、設備・雇用等の面からより広く下支えし、自立的・持続的な産業発展の促進を図る。 (2) 施策の必要性 浜通り地域等においては、イノベ構想のこれまでの取組により、企業進出やそれに伴う雇用創出など一定の成果が出ているものの、建設業を除いた域内総生産や製造品出荷額等については、依然として全国水準の伸び率を下回っている（浜通り地域等：▲4.4%、全国：+9.9%）※。 これまで、本特例措置によって自立的・持続的な産業発展を後押ししてきたが、イノベ構想を実現するには、現行で対象になっている事業者に加え、産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業も一体となって取組を進めることが重要である。そのため、本特例措置について、適用期限を 3 年間延長するとともに、対象事業を拡充することで、さらに支援を強力に進めていく必要がある。 ※（福島県）福島県市町村民経済計算、（全国）国民経済計算により、建設業を除いた域内総生産を算出。	
今回の要望（租税特別措	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■東日本大震災復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 4 日総理手交）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 (2) 福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和 7 年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和 7 年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。 ■「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1) 原子力災害被災地域

		⑤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建 (福島イノベーション・コースト構想) - 福島浜通り地域等が産業復興を果たして、2030 年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、また、福島浜通り地域等には企業進出や産業集積が一定程度進んだ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域をはじめ事業環境が依然として厳しい地域もあることから、産業発展のビジョンとして本年 6 月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づく取組を国、県、市町村や関係機関が一体となって、適切なフォローアップを行いながら進めることにより、地域経済の持続的な発展、暮らしや公共コミュニティサービスへの裨益、新たな活力の呼び込みの連鎖を第 3 期復興・創生期間で推進していく。 - その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であるとの考えの下、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の 3 つを取組の柱として、「実証の聖地」を目指して、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、食に関する新技術（フードテック）も含め、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社会課題解決に資する取組を進める。 ■復興庁政策体系評価 政策「復興施策の推進」 施策「(2)原子力災害からの復興に係る施策の推進」								
	政策の達成目標	新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化を図ることで、イノベ構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。								
	租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。								
	政策目標の達成状況	令和 6 年度までの福島特措法第 85 条の 2 に基づく認定の件数は 7 件								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>令和 8 年度</td><td>28 件</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>29 件</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>30 件</td></tr><tr><td>計</td><td>87 件</td></tr></table> ※令和 3～6 年度の本特例措置における認定件数及び拡充により適用が見込まれる件数を基に推計	令和 8 年度	28 件	令和 9 年度	29 件	令和 10 年度	30 件	計	87 件
	令和 8 年度	28 件								
令和 9 年度	29 件									
令和 10 年度	30 件									
計	87 件									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等といった、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組が、一層促進され、自立的・持続的な産業発展につながる。								

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	-											
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-											
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組である新産業創出等推進事業を実施する事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。											
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○令和3～6年度の実績（認定件数） <table><tr><td>令和3年度</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>計</td><td>7件</td></tr></table>		令和3年度	1件	令和4年度	1件	令和5年度	1件	令和6年度	4件	計	7件
	令和3年度	1件											
	令和4年度	1件											
	令和5年度	1件											
	令和6年度	4件											
	計	7件											
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-												
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、認定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、浜通り地域等における産業集積の形成及び活性化につながることで、自立的・持続的な産業発展に資することができる。												
前回要望時の達成目標	-												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-												
これまでの要望経緯	令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の創設											